

# 輸出先国も視野に入れた表示整備

中澤 克典

## 消費者の意向を反映した食品表示の見直し

オーストラリアの食品表示は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (Food Standards Australia New Zealand: FSANZ)<sup>注1</sup>が策定した食品基準コード (The Food Standards Code) などに基づいて規制されている。食品基準コードは、これまでに徹底した見直しが行われずに古い規制も多かったことから、2000年12月に抜本的に改正された。改正の大きな柱が食品表示の見直しで、栄養成分、主要原料の含有率、アレルギーを引き起こす可能性の情報、遺伝子組み換え (GM) 表示などの項目が追加・拡充された。新基準には、2年間の移行期間が設けられ、2002年12月に施行される。<sup>注2</sup>

食品表示の見直しにつき、食品製造業者の団体であるオーストラリア食品・雑貨協議会 (AFGC) は、表示義務の拡充がコストと価格の引き上げにつながるとして反対を表明していた。一方、GM食品やEUでのBSE (狂牛病) 発生を契機に消費者の食品の安全性に対する関心が高まる中で、消費者団体 (ACA) は、食品購入時の選択に資するための情報提供の必要性を強く主張した。最終的には、草案になかった飽和脂肪と砂糖の表示も義務付けられるなど、消費者の意向を強く反映する形で決着した。FSANZは、恣意 (しい

的な表示情報を取り除くことができるなどのメリットに加え、高品質で安全な食品の供給国としての信頼を得る効果もあると述べている。

## 低い原産国表示への関心

FSANZが民間会社に委託した「食品表示に関する消費者調査」(2001年12月)によると、多くの人が食品表示を理解し、その情報を食品の選択や安全性の再確認に役立てているとしている。また、政府が確認を続ける限り、食品表示は正確で信頼できると考えている人が多いとの結果が出ている。

食品基準コードは、すべての食品に対して加工国や原料の原産国 (または輸入された原料である旨) の表示を義務付けている。また、98年改正取引実刑法 (Trade Practices Amendment Act 1998) では、原産国の表記方法として

「Product of (原料および加工が100%行われた国)」と「Made in (生産や加工コストの50%以上が発生した国)」の区分などが規定されている。偽装表示や誤解を招くような表示をした場合、企業には最高で20万豪ドル (1豪ドル=約70円)、個人には最高で4万ドルの罰金が科せられる。しかし、原産国表示を欠く食品は少なくないのが実態である。また、原産国表示を正確に理解している消費者は少なく、分かりにくいとい

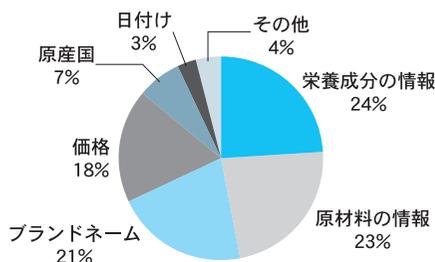


国内産を保証する  
「オーストラリアンメイドロゴ」



心臓病予防食品に付される  
「ティックロゴ」

図 食品を購入する際に最も影響を与える表示項目



注：スーパーに買い物に来ている一般消費者（256人）を対象としたアンケート調査（2001年10月）  
出所：ANZFA調べ

った声もある。このような中で、食品基準コードの見直しでは、原産国表示規制の強化は先送りされる形となった。オーストラリアでは、BSEの発生がなかったことに加え、検疫が厳しく農産物は輸入のものがほとんどないため、多くの消費者は日本やEU諸国に比べて原産国表示に対する関心は低く、その実施にも寛容であるようにみえる（図）。

## 政府が国内産保証ラベルを所有

オーストラリア政府は、雇用の増大や国内産業の発展、消費者への適正な情報提供などを目的として、国内産を保証する「オーストラリアンメイドロゴ（Australian Made Logo）」制度を98年に創設した（食品以外も含まれる）。そのラベルは連邦政府が所有し、非営利団体のAMC（Australian Made Campaign）が認定機関である。生産や加工コストの50%以上がオーストラリア国内で発生している製品は、このラベルの使用を許可される。AMCが99年に実施した調査によると、回答者の91%がこの製品を購入した経験あり（うち25%が食品）としている。

生産方法などを第三者が認証するその他のラベルには、無農薬や無化学肥料で生産された「有機農産物認証制度」がある。本

制度は、有機農産物諮問委員会が策定した「有機およびバイオダイナミック農産物に関する全国規格」に基づき実施されている。この規格は、輸出拡大の観点から作成されたという背景もあり、輸出用にのみ「輸出管理法」による法的根拠が与えられ、国内向けは自主規制である。しかし、オーストラリアでは、有機農産物の需要が拡大中で、有機食品の虚偽表示問題も生じており、国内向けも法律で規制すべきとの声も挙がっている。

また、心臓病予防食品の「ティックロゴ（Tick Logo）」は、非営利団体の心臓財団（The Heart Foundation）によって基準の策定や認証が行われている。飽和脂肪や食塩、砂糖などが少ない食品にこのラベルの使用が認められる。全商品に対して毎年2回の無作為検査を実施し、制度の実効性を担保している。参加企業数は増加傾向で、現在、大手メーカーのケログなど150社が参加している。

99年から電子耳標を用いた全国家畜個体識別制度（NLIS）、いわゆるトレーサビリティ（追跡可能性）・システムが導入され、現在、このデータと小売販売のリンクが検討されている。このNLISは当初EU向けに限り義務化されていた。

このようにオーストラリアでは、国内のみならず、輸出先国のニーズへの対応も制度制定の大きな要因を占める。輸出先国で第三者の認証による生産方法・原産地表示の導入が進めば、オーストラリアでもその動きが加速するものと思われる。

注1：旧オーストラリア・ニュージーランド食品局（ANZFA）。2002年7月1日に改称

注2：GM表示は2001年12月に施行

（なかざわ かつのり／シドニー・センター）